

別記様式第1号（第9条関係）		【ゲームセンター営業】		（個人用）	
その1		※受理年月日		※許可年月日	
		※受理番号		※許可番号	
記載例					
許可申請書					
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第1項の規定により許可を申請します。					
令和〇〇年〇〇月〇〇日					
広島県公安委員会 殿					
申請者の氏名又は名称及び住所					
※行政書士等による代理申請の場合					
申請代理人 住所、氏名 捺印		広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号			
申請者本人 住所、氏名		福 山 次 郎			
(ふりがな) 氏名又は名称		ふくやま じ ろう			
住 所		〒 (730-△△△△) 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 (082) 〇〇〇局 〇〇〇〇 番			
(ふりがな) 営業所の名称		ひろしま			
		アミューズメント 広 島 パーク			
営業所の所在地		〒 (730-△△△△) 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号□□ビル4階 (082) 〇〇〇局 〇〇〇〇 番			
風俗営業の種別		法第2条第1項第 5 号の営業（ゲーム機設置営業）			
(ふりがな) 管理者の氏名		ふくやま じ ろう 福 山 次 郎		選 任 状 況	① 専任 ② 兼任
管理者の住所		〒 (730-△△△△) 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 (082) 〇〇〇局 〇〇〇〇 番			
(ふりがな) 法人にあつては、その役員の氏名		法人にあつては、その役員の住所			
代表者					
滅失により廃止した風俗営業	廃止の事由		廃止年月日		許可番号
	滅失特例許可申請は、手数料額・添付書類が異なるので、係に確認				
現に風俗営業許可等を受けて営む風俗営業	許可年月日	年 月 日	許可番号		
	営業所の名称及び所在地				

その2 (C) (法第2条第1項第5号の営業)									
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造			鉄筋鉄骨コンクリート造5階建					
	建物内の営業所の位置			4階の一部					
	客室数			1 室		営業所の床面積		40.0 m ²	
	客室の総床面積	24.0 m ²	各客室の床面積	24.0 m ²		m ²			
						m ²			
	照明設備			客室の天井に100Wの蛍光灯6基取付け。 営業所の他の部分には、天井に60WのLED灯1基取付け。 (位置等は、別添見取図に記載)					
	音響設備			有線放送、場内アナウンス用の最大出力00Wのアンプ及び1基のスピーカーを客室の天井に取り付け (位置等は、別添見取図に記載)					
	防音設備			厚さ00mmのコンクリート壁に00mmの断熱・防音材を内装					
	の営業に係る遊技設備	法第2条第1項第5号	区分	テーブル型		その他の型		計	
			スロットマシン等	台		2 台		2 台	
		テレビゲーム機	12 台		台		12 台		
		フリッパーゲーム機	台		台		台		
		ルーレット台等	台		台		台		
		その他の遊技設備	台		3 台		3 台		
	計	12 台		5 台		17 台			
その他			プリクラ2台、両替機1台設置 営業所の出入口は、1ヵ所のみ						
※	風俗営業の種類								
※	兼業								
※	同時申請の有無			① 有		② 無		※ 受理警察署長	
※条件	年 月 日								
	年 月 日								
	年 月 日								

備考

- [illegible]

別記様式第2号（第9条関係）

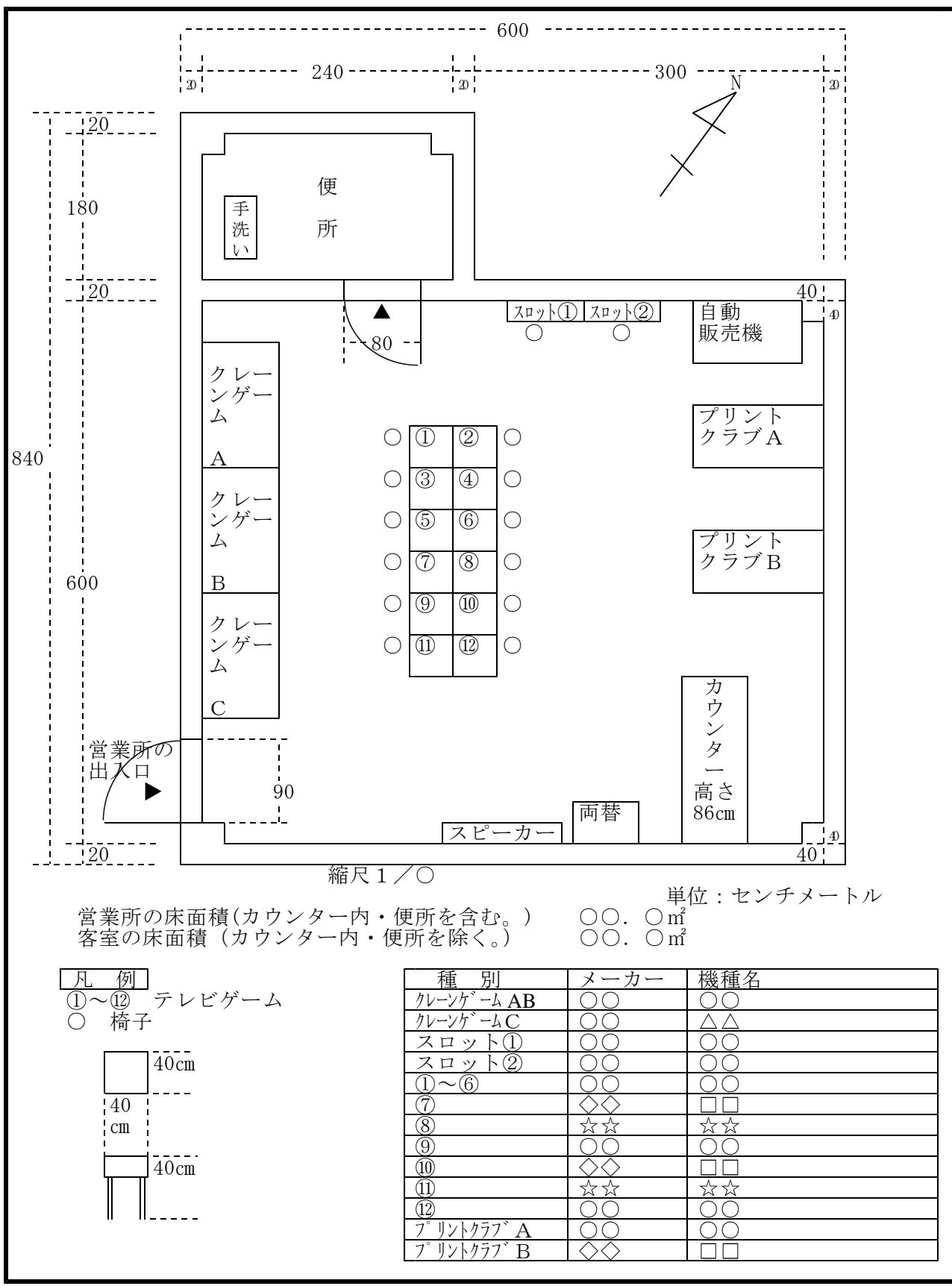
その1	
営 業 の 方 法	
営業所の名称	アミューズメント 広島パーク
営業所の所在地	広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号〇〇ビル4階
風俗営業の種別	法第2条第1項第5号の営業
営 業 時 間	午前 午後 9時00分から 午前 午後 11時30分まで ただし、午前1時まで営業可能の日にあつては 午前 午後 9時00分から 翌午前 午後 1時00分まで
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	営業所出入口ドアに 〔午後6時～午後10時 保護者を同伴しない16歳未満立入禁止〕 〔午後10時～閉店まで 18歳未満立入禁止〕 の表示板を掲示
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する ②しない
	①の場合： 自動販売機により，コーヒー，清涼飲料水等を販売
酒 類 の 提 供	①する ②しない
	①の場合：
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

その２（Ｃ）（法第２条第１項第５号の営業）	
料 金	現金投入型１回１００円，メダル１００枚１０００円
料 金 の 表 示 方 法	各ゲーム機の現金投入口に表示 メダル販売機に表示
１８歳未満の者を 客として 立ち入らせること	①する ②しない
	①の場合：１８歳未満の者を午後１０時から翌日の午前６時までの時間において客として立ち入らせることを防止する方法（法第２２条第２項の規定に基づき都道府県の条例で、午前６時後午後１０時前の時間における１８歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後１０時から翌日の午前６時までの時間において、及び当該禁止又は制限の内容に基づき、客として立ち入らせることを防止する方法） 入店時に出入口等において学生証等の提示をさせて確認

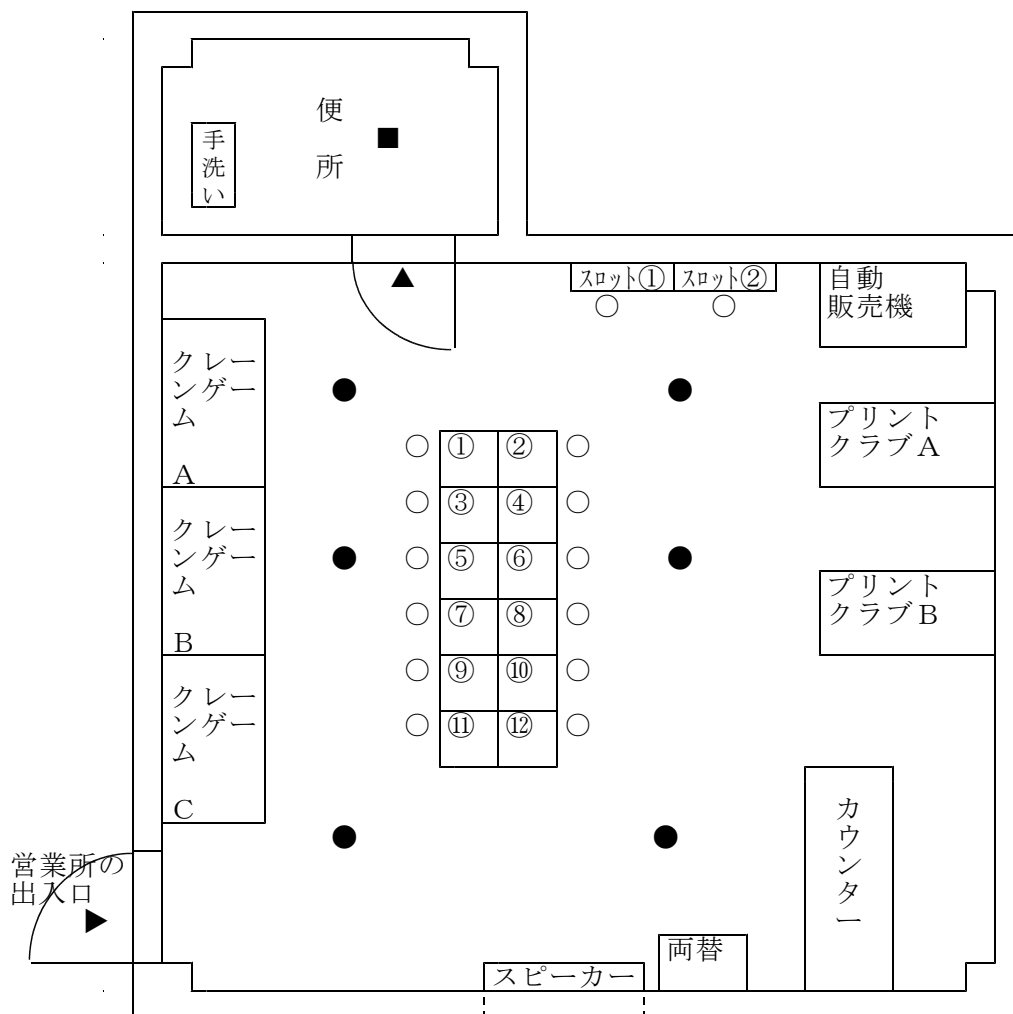
備考

- その１の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- その１の「提供する酒類の種類、提供の方法及び２０歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び２０歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- その２（Ａ）は法第２条第１項第１号から第３号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その２（Ｂ）は同項第４号の営業について許可を申請する場合に、その２（Ｃ）は同項第５号の営業について許可を申請する場合に使用すること。
- その２（Ａ）又はその２（Ｃ）の「料金」欄には、第３４条の表の上欄に掲げる営業の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。
- その２（Ａ）又はその２（Ｃ）の「料金の表示方法」欄には、その２（Ａ）又はその２（Ｃ）の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第３３条各号のいずれかに該当するかを記載すること。
- その２（Ａ）の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。
- その２（Ａ）の「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- その２（Ｂ）の「遊技料金の表示方法」欄には、その２（Ｂ）の「遊技料金」欄又は「ぱちんこ屋及び令第８条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第３３条各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

営業所の平面図記載例



「照明設備・音響設備」欄の別紙記載例



(音響設備)

天井

スピーカー

両替

スピーカー

50cm

40cm

180cm

床

(照明設備)

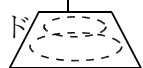
● 蛍光灯 (100ワット)

■ LED (60ワット)

天井

白色フード

リング型



70cm

200cm

床